

次に居住支援法人の指定拡大に対する取組み等について伺います

高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者に対する支援等について、我が会派は、平成29年の住宅セーフティネット法改正の前から、積極的な取組みをするよう求めてきました。

まず、住宅確保要配慮者への支援を行う居住支援法人について伺います。

現在指定されている居住支援法人は、大阪市内に拠点を持つ法人が圧倒的に多いと聞いています。

しかし、お住まいにお困りの方は大阪市内に限らないし、他の市町村にも拠点を持つ法人を増やしていくことが必要です。

また、居住支援法人が住宅確保要配慮者へ支援を行う場合、費用を法人が負担していることが多いと聞いています。

居住支援法人の活動を行政が積極的に支援し、居住支援体制を強化していくべきと考えます。

そこで、居住支援法人の指定拡大に対する取組みと、法人への支援について居住企画課長に伺います。

A 1（答弁者：居住企画課長）

- 本府では、これまで様々な機会を通して不動産事業者や居住支援を行う法人等へ働きかけを行い、居住支援法人の指定拡大に取り組んできた。
- 委員お示しのとおり、大阪市内に拠点を持つ居住支援法人は多いものの、その多くは大阪市以外の市町村も活動区域としており、府内の全市町村で一定の居住支援サービスを受けることが可能となっている。
- しかし、よりきめ細かな支援をするためには、身近な地域に複数の居住支援法人があることが望ましいため、引き続き、不動産事業者や居住支援を行う法人等への

働きかけを行い、指定拡大に取り組んでいく。

⇒次

- さらに、居住支援法人の安定した活動のため、国の補助制度の周知や補助申請手続きの支援を行うとともに、居住支援のために法人が市町と連携して府営住宅ストック活用をしている事例を他の公的賃貸住宅にも広げるなどの支援を行うことで、居住支援体制を強化していく。

Q2

次に居住支援協議会について伺います。

居住支援法人の指定やセーフティネット住宅の登録など、大阪府が全国的に進んだ取組みをしていることは承知していますが、府内市区町村で居住支援協議会が設立されたのは2市のみであり、私は、全市区町村において、居住支援協議会を設立することが必要であると考えます。

本年12月の計画策定に向けて公表されている「大阪府居住安定確保計画(案)」には、市区町村単位の居住支援協議会の設立支援についても示されているが、さらなる支援が必要だと考えます。

そこで、居住支援協議会の設立支援について、どのようなことが考えられるのかを居住企画課長に伺います。

A 2（答弁者：居住企画課長）

- 市区町村単位での居住支援協議会の設立のため、市区町村への働きかけを進めるとともに、居住支援法人等の民間事業者への働きかけも進めていくことを考えている。
- 協議会運営の事務局機能を担う人材や組織が必要であり、地域における福祉事業の中心である社会福祉協議会や社会福祉法人等に対して、発掘・育成に取り組んでまいる。
- また、不動産事業者や居住支援法人などの法人同士の連携を支援するとともに、これらの法人と市区町村等による情報交換・交流の場を設け、居住支援協議会の設立を促進する。
- あわせて、地域福祉や子育てなど福祉分野の既存の各種協議会の体制に、居住支援の取組みも加える形での居住支援協議会の設立を進めるなど、住宅分野だけに留まることなく様々な分野と連携することで、住宅確保要配慮者に対してより総合的で効果的な支援を行えるよう、居住支援体制を充実させていく。

（要望）

居住支援体制の強化は、民間賃貸住宅にお住まいの方々だけでなく、公的賃貸住宅にお住まいの方々へも必要な支援を届けることにつながります。

また、新型コロナにより収入が少なくなった方やひとり親など子育て世帯の支援等にもなる。引き続き、居住支援体制の強化・充実に向けた、支援を積極的に行うよう要望しておきます。